

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について」
令和 2 年 4 月 1 日付・メール送信 日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

都道府県歯科医師会 御中

平素より大変お世話になっております。

厚生労働省健康局健康課等から都道府県宛に別添の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について」の事務連絡が発出されましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

引き続き必要な情報があった場合は、随時ご提供申し上げます。

公益社団法人日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会
新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡
TEL 03-3262-1149（直通）
FAX 03-3262-4199

事務連絡
令和2年3月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 健康増進事業担当課 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定されていた時期に健康増進事業を受けることができなかつた者が生じることが想定される所、各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、住民の保健サービスを受ける機会の確保を図る観点から特段の配慮をいただきたく、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

記

健康増進事業の実施に当たっては、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」（平成20年3月31日付け健発0331第26号健康局長通知）の別添（以下「健康増進事業実施要領」という。）において、「市町村の人口規模、年齢構成、地理的状況、住民の健康及び疾病の状況、健康増進事業の実施に必要な要員、施設の状況、財政事情等に配慮し、地域住民の多様な需要にきめ細かく対応するよう留意するものとする」こととされている。

当該記載の趣旨を踏まえ、健康増進事業実施要領において定められた本年度の対象者が、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度中に健康診査等の健康増進事業を受けることができなかつた場合において、各市町村（特別区を含む。）の判断により、当該者を翌年度の対象者とみなして健康増進事業を実施するなど、柔軟な対応をとっていただくようお願いいたします。